

事業名	税制特例
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	住宅の取得、住宅のリフォーム、住宅の譲渡に利用可能な税制特例。
特例措置の種類	<p>各税制特例の詳細は、下記の国土交通省ホームページよりご確認ください。</p> <p><住宅の取得に利用可能な税制特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】 ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】 ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】 ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】 ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】 ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】 ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】 ・認定住宅等新築等特別税額控除【所得税】 <p><住宅のリフォームに利用可能な税制特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム減税【所得税、固定資産税】 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】 <p><住宅等の譲渡に利用可能な税制特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住用財産の譲渡に関する特例措置【所得税、個人住民税】 ・空き家の発生を抑制するための特例措置【所得税、個人住民税】 ・確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡に係る課税の特例【所得税、個人住民税】 <p><マンションの大規模修繕に利用可能な税制特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション長寿命化促進税制【固定資産税】
控除金額等	各税制特例の控除等をご確認ください。
適用期限等	各税制特例の適用期限等をご確認ください。
その他	
ホームページ	<p><各税制の概要> https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html</p> <p><住宅税制> https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html</p>
お問合せ先	

事業名	住まいの復興給付金
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。
補助対象要件	<p>対象者（次の①～③全てを満たす方）</p> <p><新築住宅を「建築・購入」または中古住宅を「購入」した場合></p> <p>①東日本大震災により被害が生じた住宅*を被災時点に所有していた方 *り災証明等で「全壊または流失」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床上浸水」の認定を受けた住宅</p> <p>なお、「一部損壊または床上浸水」は、被災住宅を取り壊していることが必要</p> <p>②新たに建築・購入した住宅を所有している方</p> <p>③新たに建築・購入した住宅に居住している方</p> <p><被災住宅を「補修」した場合></p> <p>①東日本大震災により被害*が生じた住宅を被災時点に所有していた方 *り災証明等で「全壊または流失」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床上浸水」の認定を受けた住宅</p> <p>②被災住宅の補修工事*を発注した方 * 実際に支払った補修工事費が100万円（税抜）以上であること</p> <p>③補修した被災住宅に居住している方</p> <p>対象住宅（次の①～③全てを満たす住宅）</p> <p>①消費税率8%または10%の適用を受けている期間に建築・購入した新築住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅、あるいは補修した被災住宅</p> <p>②専有部分の床面積が以下の要件にあてはまること。 建築の場合：13㎡以上 購入の場合：50㎡以上（地上3階以上の共同住宅の場合は30㎡以上） ※2020年12月1日から2021年11月30日までの期間に不動産売買契約を行い、2022年12月31日までに引渡しを受け目付、地上3階未満の戸建て又は共同住宅の方は40㎡以上</p> <p>③被災住宅の所在地が宮城県・岩手県・福島県で、2024年12月31日までに引渡しを受けた住宅であること。</p>

補助金額等	<p><建築・購入の場合> 「再取得住宅の床面積(上限175㎡)」×「給付単価」×「再取得住宅の持分割合」の額</p> <p><補修の場合> 次のAまたはBのどちらか金額が少ない方 A.「被災住宅の床面積」×「給付単価」 B.「実際に支払った補修工事費の消費税増税分」</p>
補助申請期間	住宅の引渡日から1年以内
その他	
ホームページ	http://www.fukko-kyufu.jp/
お問合せ先	住まいの復興給付金事務局コールセンター：0120-250-460 （フリーダイヤルがつかない場合：022-745-0420） 受付時間 9:00～17:00（土、日、祝除く）

事業名	長期優良住宅化リフォーム推進事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対して支援を行うもの。
補助対象要件	<p><補助対象費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用 ・三世帯同居対応改修工事に要する費用 ・子育て世帯向け改修工事に要する費用 ・防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用 ・インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成に要する費用 等 <p><対象事業></p> <p>以下の①②を満たすリフォーム工事</p> <p>①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること</p> <p>②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること</p>
補助金額等	<p><補助率・補助限度額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：補助対象費用の1/3 ・補助限度額：80万円/戸 ※長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合 160万円/戸 ※以下のいずれかの場合、上記の限度額に、50万円/戸を加算 <ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居改修工事を併せて行う場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合
補助申請期間	<p>申請は事業者が行う。</p> <p>○通年申請タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者登録の受付期間:令和7年5月20日(火)～令和7年11月28日(金) <p>○事前採択タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の受付期間 :令和7年5月20日(火)～令和7年6月30日(月)
その他	事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細については、下記のホームページをご覧ください。
ホームページ	https://www.kenken.go.jp/chouki_r/
お問合せ先	<p><長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室></p> <p>TEL : 03-5229-7568</p> <p>月～金曜日（祝日、年末年始を除く）</p> <p>10:00～16:00(12:00～13:00除く)</p>

事業名	ZEH支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要
 年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）又はZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH（以下「ZEH+」という。）となる新築注文戸建住宅を新たに建築する事業又は新築建売戸建住宅を購入する事業、さらに、本事業の要件を満たした戸建住宅に蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的再エネ熱利用設備を導入する事業に補助するもの。

補助対象要件
 補助対象となる住宅は下記①～⑧の全ての条件を満たすものに限り、

- ① 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）があること。
- ② 申請者が常時居住する住宅であること。（別荘、セカンドハウス等は対象外となります。）
- ③ ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。
- ④ 新築の専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非居住部分があり、住居部分のみでBELSを取得し、交付要件を満たしている場合は申請することができる。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅ではないこと。ただし、申請者が所有する新築の賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、かつその住戸が本事業の交付要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができる。
- ⑥ 新築建売戸建住宅においては、人の居住の用に供したことがない住宅であり、かつ未完成又は交付申請日からさかのぼって1年以内に完成していること。一度も登記されたことがなく、交付決定日前に支払いや引渡を終えていない住宅であること。（単年度）
- ⑦ 本年度（1年目）の交付決定日以降完了実績報告時まで、BELSにて「ZEH」であることを示す証書を取得し、後年度（2年目）において、補助対象工事を完了する住宅であること。（複数年度）
- ⑧ 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業に着手する住宅であること。
- ⑧ 以下のいずれにも該当しない住宅であること。
 - ・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
 - ・「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」に立地する住宅
 - ・「市街化調整区域」であって、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域」に該当する区域に立地する住宅
 - ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されてもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅

補助金額等

1) 「ZEH」
 ・交付要件を満たす住宅
 一戸当たり 定額 55万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）
 ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。
 ※追加設備等を導入する場合は、加算があります。（詳細は公募要項をご確認ください。）

2) 「ZEH+」
 ・交付要件を満たす住宅
 一戸当たり 定額 90万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）
 ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。（ZEH Orientedは不可）
 ※「ZEH+要件適用」の対象設備等を1つ以上導入すること。（詳細は公募要項をご確認ください。）
 ※追加設備等を導入する場合は、加算があります。（詳細は公募要項をご確認ください。）

補助申請期間	公募期間 新規取組公募（単年度事業） 令和7年4月28日（月） 10時 ～ 令和7年8月29日（金） 17時 一般公募（単年度事業） 令和7年4月28日（月） 10時 ～ 令和7年12月12日（金） 17時 一般公募（複数年度事業） 令和7年11月7日（金） 10時 ～ 令和8年1月6日（火） 17時
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧ください。
ホームページ	https://zehweb.jp/house/
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチブ> TEL : 03-5565-4030【受付時間】平日 10:00～17:00

事業名	既存住宅における断熱リフォーム支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援するもの。また、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（蓄電システム・蓄熱設備）・熱交換型換気設備等の導入・改修支援、集合住宅（個別）においては、熱交換型換気設備等の導入・改修支援も行う。集合住宅（全体）においては、この断熱改修と同時に行う共用部のLED照明器具への切替支援も行う。
補助対象要件	<p>■トータル断熱 高性能建材などを用いた既存住宅の断熱リフォーム</p> <p>■居間だけ断熱 居間を中心とした高性能建材などを用いた既存住宅のリフォーム</p> <p>詳細は公募要項をご確認ください。</p>
補助金額等	<p><補助率> 補助対象経費の1/3以内</p> <p><補助金の上限額> 高性能建材（ガラス・窓・断熱材、玄関ドア） 戸建：上限120万円／戸（玄関ドア5万円を含む） 集合住宅：上限15万円／戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円／戸） LED照明（共用部）：1カ所あたり8,000円 蓄電システム：上限20万円 蓄熱設備：上限20万円 熱交換型換気設備等：上限5万円 EV充電設備：上限5万円</p>
補助申請期間	令和7年6月公募：令和7年6月26日（木）～令和7年8月8日（金） ※令和6年度は令和6年9月公募（9月2日～12月13日）、令和7年2月公募（2月14日～3月7日）、令和7年3月公募（令和7年3月24日～6月13日）を実施
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html
お問合せ先	公益財団法人 北海道環境財団補助事業部 原則電子メールを利用し、メール件名に申請者名及び事業名を明記してください。 トータル断熱 問い合わせ先：danref_ask@heco-hojo.jp 居間だけ断熱 問い合わせ先：ima_ask@heco-hojo.jp TEL:011-206-1573 受付時間：平日10:00～17:00

事業名	子育てグリーン住宅支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要
 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行うもの。

補助対象要件
<住宅の新築又は新築分譲住宅の購入>
 以下の①～③いずれか、かつ④～⑥全てに該当する住宅
 ① GX志向型住宅
 ② 長期優良住宅（子育て世帯、若年夫婦世帯に限る。）
 ③ ZEH水準住宅（子育て世帯、若年夫婦世帯に限る。）
 ④ 建築主又は購入者（所有者）が自ら居住する住宅であること。（「居住」は住民票で確認します。）
 ⑤ 住戸の延べ床面積が50㎡以上240㎡以下のもの（「床面積」は建築基準法の床面積で確認します。）
 ⑥ 以下のいずれにも該当しない新築住宅であること。（立地等の除外要件）
 ・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
 ・「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」に立地する住宅
 ・「市街化調整区域」であって、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域」に該当する区域に立地する住宅
 ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されてもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯
 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯
<リフォーム> ※補助額が合計5万円以上となるものが対象
 以下①～⑧に該当するリフォーム工事等（①から③のうち、2以上のカテゴリーの実施が必須）
 ① 開口部の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③ エコ住宅設備の設置
 ④ 子育て対応改修 ⑤ 防災性向上改修 ⑥ バリアフリー改修 ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
 ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

補助金額等
<住宅の新築又は新築分譲住宅の購入>
 ① GX志向型住宅 160万円/戸
 ② 長期優良住宅 80万円/戸（子育て世帯、若年夫婦世帯に限る。）
 ③ ZEH水準住宅 40万円/戸（子育て世帯、若年夫婦世帯に限る。）
 ※古家の除却が伴う場合は、20万円/戸の加算（②・③に限る。）
 ※古家の立地は問わない。
<リフォーム>
 補助額
 ・対象工事内容ごとの補助額の合計
 補助上限額
 ・必須工事①～③のすべてを実施 60万円/戸
 ・必須工事①～③のいずれか2以上を実施 40万円/戸

補助申請期間	交付申請期間：申請受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで） ※申請は、「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者が行う。所有者は、自ら申請できない。
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	https://kosodate-green.mlit.go.jp/
お問合せ先	住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-022-004（IP電話等からのお問い合わせ）03-6629-1601 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）

事業名	先進的窓リノベ2025事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>既存住宅の早期の省エネ化を図り、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO2排出量66%削減、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減を促進することで関連産業の競争力強化・経済成長を実現し、くらし関連分野のGXを加速させることを目的とするもの。</p>
補助対象要件	<p><補助対象者> 以下①②のすべてを満たす方 ①窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事を行うこと ②窓のリフォーム工事を行う住宅の所有者等であること ※窓リノベ事業者：補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいう。 ※住宅の所有者等：住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人</p> <p><補助対象となる住宅> 既存住宅であること（戸建、集合住宅の別を問わない。） ※既存住宅：リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む）をいう。</p> <p><対象となる工事> ①②を満たし、③に該当しない工事 ①対象製品※を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換（カバー工法、はつり工法）、ドア交換（カバー工法、はつり工法） ※メーカーから性能証明書が発行されます。 ②補助額が5万円以上 ③補助の対象にならないリフォーム工事例 補助事業に要する経費が補助額に満たない工事、外気に面していない窓（ガラス）およびドアの交換工事、ドア板の一部を構成するガラスを交換する工事、ドア交換のみを補助対象とする工事、ドア交換において、窓と同一契約でない工事、住宅以外の用途である建物・居室・区画を行う工事、住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅事業者に依頼する工事、リース設備の設置工事、中古品を用いた工事、以前より省エネ性能が下がる窓（ガラス）・ドアを設置する工事、メーカーが保証しない方法により取り付けられた工事</p>
補助金額等	<p>補助額：開口部ごとに行った対象工事に応じた補助額の合計 補助上限額：200万円/戸</p>
補助申請期間	<p>工事着手の期間 令和6年11月22日～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで） 交付申請期間 申請受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで） ※申請は、「窓リノベ事業者」として登録を受けた施工業者が行う。消費者は、自ら申請できない。</p>
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	https://window-renovation2025.env.go.jp/

お問合せ先

住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口
TEL : 0570-022-004 (IP電話等からのお問い合わせ) 03-6629-1601
受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝含む)

事業名	給湯省エネ2025事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とするもの。</p>
補助対象要件	<p>※「購入・工事タイプ」の要件を掲載しています。「リース利用タイプ」については、ホームページをご覧ください。</p> <p><補助対象者> 以下①②のすべてを満たす方 ①対象機器を設置する住宅の所有者等である ※住宅の所有者等：住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人 ②給湯省エネ事業者と契約を締結し、以下のいずれかの方法により本事業の対象機器である高効率給湯器を導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】 ・対象機器が設置された新築分譲住宅（戸建または共同住宅等）を購入する方法【不動産売買契約】 ・リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】 ・既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅（戸建または共同住宅等）を、購入する方法【不動産売買契約】 <p>※給湯省エネ事業者：補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された建築事業者等をいう。</p> <p>③（対象機器を導入する共同事業者が個人である場合）共同事業実施規約において、J-クレジット制度に参加することへの意思を表明していること。</p> <p><補助対象となる住宅> 新築住宅又は既存住宅（戸建、共同住宅等の別を問わない。）</p> <p><対象となる機器> ①を満たし、②に該当しない製品 ①一定の性能を満たす高効率給湯器である（以下の製品で、事務局が登録したもの） ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、家庭用燃料電池（エネファーム）、</p> <p>②補助の対象にならない機器例 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器、店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器、倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器、従前より省エネ性能が下がる機器、補助事業に要する経費が補助額に満たない工事、リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者へ依頼する工事、自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY</p>

補助金額等	<p>導入する高効率給湯器に応じた金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ給湯機（エコキュート）：6万円/台（性能加算：最大7万円/台） ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)：8万円/台（性能加算：最大7万円/台） ・家庭用燃料電池（エネファーム）：16万円/台（性能加算：4万円/台） <p>※ただし、設置台数の上限は、戸建住宅はいずれか2台まで、共同住宅等はいずれか1台まで</p> <p>上記の給湯器の設置に合わせて、以下の撤去工事を行う場合、その工事に応じた金額を加算</p> <p>電気蓄熱暖房機の撤去：8万円/台（2台まで）</p> <p>電気温水器の撤去：4万円/台（上記の補助を受ける台数まで）</p>
補助申請期間	<p>工事着手の期間 令和6年11月22日～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで）</p> <p>交付申請期間 申請受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで）</p> <p>※申請は、「給湯省エネ事業者」として登録を受けた建築事業者等が行う。消費者は、自ら申請できない。</p>
その他	<p>事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。</p>
ホームページ	<p>https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/</p>
お問合せ先	<p>住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-022-004（IP電話等からのお問い合わせ）03-6629-1601 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）</p>

事業名	賃貸集合給湯省エネ2025事業
事業主体	国

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことによりその普及拡大を図り、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とするもの。</p>
補助対象要件	<p>※「リフォーム工事タイプ」の要件を掲載しています。「リース利用タイプ」については、ホームページをご覧ください。</p> <p><補助対象者> 以下①～③のすべてを満たす方 ①賃貸集合住宅の所有者等である ※賃貸集合住宅の所有者：賃貸集合住宅のオーナー 賃貸集合住宅のオーナーから管理委託を受けている管理法人等 ②賃貸集合給湯省エネ事業者と以下のいずれかの契約をする (1) リフォーム工事により補助対象機器に交換する方法【工事請負契約】 (2) リースにより補助対象機器に交換する方法【リース（賃貸借）契約】 ※賃貸集合給湯省エネ事業者：補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者をいう。</p> <p>③既存賃貸集合住宅の1棟あたり賃貸住戸2戸以上の住戸について、従来型給湯器を、補助対象である小型の省エネ型給湯器に交換する ※以下のいずれかに該当する場合、賃貸住戸1戸以上でも補助の対象とします。 ・賃貸住戸数が10戸未満の賃貸集合住宅である ・2023年12月15日以前に補助対象給湯器（1台目）の設置工事に着手した ・本補助金の交付決定を受けた賃貸集合住宅の別住戸に対して、追加で補助対象給湯器を設置する</p> <p><補助対象となる住宅> 既存集合住宅である</p> <p>※補助対象とならない建物例 交付申請時点で住宅に区分されない建物（倉庫等）、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設、民泊施設、専ら旅館業法の許可により運営する施設（ウィークリーマンションを含む）</p> <p><対象となる機器> ①を満たし、②に該当しない製品 ①一定の性能を満たす小型の省エネ型給湯器である（以下の製品で、事務局が登録したもの） 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）</p> <p>②補助の対象にならない機器例 ・交換前の給湯器 従来型給湯器に該当しない機器（エコジョーズ、エコキュート、電気温水器等） ・交換後の給湯器 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器、交換前の給湯器が有するすべての機能を有していない機器（機能とは、給湯、追焚、暖房、オート/フルオートをいいます）、交換前の給湯器より能力（号数）が小さい機器、店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器、賃貸集合住宅の所有者等が自ら購入した機器（いわゆる施主支給や在工分離による工事）、売価が補助額を下回る工事</p>

補助金額等	<p>導入する小型の省エネ型給湯器に応じた金額 ※ただし、設置台数の上限は、いずれか1住戸1台まで エコジョーズ、エコフィール：5万円/台 追焚機能ありの場合：7万円/台</p> <p>上記の設置に合わせて、以下の工事を行う場合、3万円/台を加算 追焚機能あり：人の通行の妨げにならないように、共用廊下を横断するドレン排水ガイド敷設工事 追焚機能なし：浴室へのドレン水排水工事（三方弁工事、三本管（二重管含む）工事）</p>
補助申請期間	<p>工事着手の期間 令和6年11月22日～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで）</p> <p>交付申請期間 申請受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも令和7年12月31日まで） ※申請は、「賃貸集合給湯省エネ事業者」として登録を受けた施行業者が行う。賃貸集合住宅のオーナー等は、自ら申請できない。</p>
その他	<p>事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。</p>
ホームページ	<p>https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/</p>
お問合せ先	<p>住宅省エネ2025キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-022-004（IP電話等からのお問い合わせ）03-6629-1601 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）</p>

事業名	子育て支援型共同住宅推進事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子どもの安全・安心に資する住宅の新築や改修、子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置、防犯安心確保のための設備（宅配ボックス）の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進めるもの。
----	--

補助対象要件	<p><補助対象となる住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の「共同住宅」又は「長屋」であること。 ・住戸部分の床面積が40㎡以上であること。（バルコニーやパイプスペース等は除く。） ・対象住戸を含む建築物は新耐震基準に適合していること。 <p>※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たすこと。</p> <p><補助要件></p> <p>A 賃貸住宅の新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者募集開始から3ヶ月は特定子育て世帯（令和7年4月1日時点で小学生以下の子どもを養育している世帯）に限定して入居者募集を行うこと。また、少なくとも10年間は、入れ替わりの際も同様の募集とすること。 ・建物の所在地が土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊区域と地すべり防止区域が重複する区域に該当しないこと。 ・「子どもの安全確保に資する設備の設置」は全てを必須とする。 ・「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟あたり5戸以上であること。 ・「居住者等による交流を促す施設の設置」のうち、1項目以上を必須とする。 <p>B 賃貸住宅の改修・分譲マンションの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象住戸における入居者又は居住者が特定子育て世帯であること。 ・賃貸住宅にあっては、新規入居者募集の際は3ヶ月間特定子育て世帯に限定して募集を行うこと。また、少なくとも10年間は、入れ替わりの際も同様の募集とすること。 ・分譲マンションにあっては、少なくとも10年間は、譲り受けようとする者も子育て世帯であること。 ・「子どもの安全確保に資する設備」のうち、⑥を必須とする。 ・「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、「子どもの安全確保に資する設備」の⑥を満たす住戸が1棟あたり5戸以上であること。 ・宅配ボックスを設置する場合は、「宅配ボックス設置のみ」の要件も満たすこと。 <p>C 宅配ボックス設置のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯（18歳未満の子どもを養育している世帯）の入居率が3割以上であること。 ・宅配ボックスの設置は、エントランス等の共用部に設置するものに限る。 ・補助対象は1棟につき1箇所のみとする。 ・宅配ボックスは「子育てグリーン住宅支援事業」の登録商品であること。 ・全ての住戸に子どもの転落による事故防止対策が講じられていること。
--------	--

<p>補助対象要件</p>	<p>子どもの安全確保に資する設備の設置（全19項目） ①造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事 ②ドアストッパー又はドアクローザーの設置 ③転倒による事故防止工事 ④人感センサー付玄関照明設置 ⑤足元灯等の設置 ⑥転落防止の手すり等の設置 ⑦ドアや扉へ指詰め防止工事 ⑧子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨チャイルドフェンス等の設置 ⑩シャッター付きコンセント等の設置 ⑪火傷防止用カバー付き水栓等の設置 ⑫チャイルドロックや立ち消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置 ⑬対面形式のキッチンの設置 ⑭子供を見守れる間取りへの工事 ⑮防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯防犯フィルム等の設置 ⑰防犯カメラの設置 ⑱家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲避難動線確保工事</p> <p>防犯安心確保のための設備の設置（全1項目） ⑳宅配ボックスの設置</p> <p>居住者等による交流を促す施設の設置（全4項目） ㉑交流場所として利用できる多目的室【キッズルーム・集会室】の設置 ㉒プレイロット【遊具・水遊び場・砂場】の設置 ㉓家庭菜園の設置 ㉔交流用ベンチの設置</p>
<p>補助金額等</p>	<p>A 賃貸住宅の新築 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助：対象工事費の1/10（上限 100万円/戸） 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助：対象工事費の1/10（上限 500万円/棟）</p> <p>B 賃貸住宅の改修・分譲マンションの改修 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助：対象工事費の1/3（上限 100万円/戸） 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助：対象工事費の1/3（上限 500万円/棟） 「宅配ボックスの設置」に対する補助：対象工事費に子育て世帯入居率を乗じた額の1/3（上限 50万円/棟） ※「子どもの安全確保に資する設備の設置」と「宅配ボックスの設置」を合わせて実施する場合は、「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助金額を上限とする。</p> <p>C 宅配ボックス設置のみ 「宅配ボックスの設置」に対する補助：対象工事費に子育て世帯入居率を乗じた額の1/3（上限 50万円/棟）</p>
<p>補助申請期間</p>	<p><事前相談期間> 申請にあたっては、期間中に事前審査をクリアする必要があります。</p> <p>A 賃貸住宅の新築 令和7年4月1日～令和7年9月30日</p> <p>B 賃貸住宅の改修・分譲マンションの改修</p> <p>C 宅配ボックス設置のみ 令和7年4月1日～令和8年1月30日 ※予算執行状況により期間を変更する場合があります。</p> <p><申請期間> 令和7年4月1日～令和8年2月27日 ※予算執行状況により応募期間を前倒して終了する場合があります。</p>
<p>その他</p>	<p>事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>https://kosodate-sc.jp/</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>子育て支援型共同住宅サポートセンター メールアドレス：info@kosodate-sc.jp TEL：03-6659-8875 受付時間：10：00～12：00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）</p>